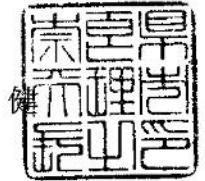


天理市告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年7月20日

天理市長 並 河



- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画（杣之内町元山口方地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
天理市杣之内町の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内